

事例から学ぶ

# 介護事業者の事故対応

## 高次脳機能障害の利用者の加害行為を理解しない家族

－なぜ娘さんは頑強に否定するのか？－

### ■巡回時にベッド脇に倒れているところを発見

Nさんは脳梗塞の後遺症で高次脳機能障害のあるデイサービスの利用者です。記憶障害があるもののほとんど自立しておりコミュニケーションもきちんと取れます。ただ、少し困ったことにNさんは他の利用者に、イタズラのような行為をして困らせることがあります。熱いお茶の入った湯飲みを隣の利用者の頬に押し付けたり、女性利用者にイヤラシイ発言をして他の利用者から怒られたことも度々あります。

ある時、食事を始めるため席に着こうとした隣の利用者Sさんの椅子をNさんがいきなり後ろに引いたため、Sさんが尻もちを着き、腰椎圧迫骨折となってしまいました。デイサービスでは、Sさんの家族に謝罪すると共に、利用者同士で起きたトラブルなので両方で解決して欲しいと、加害者のNさんの家族に対して謝罪して賠償するよう求めました。

ところが、Nさんの娘さんが「父がそんなことをする訳はない。何かの間違いだ」と頑なに主張して、謝罪も賠償もしてくれません。

## 利用者の社会的行動障害は家族に対しては現れない

### ■加害事故の責任は家族だけではない

まず、デイサービスや施設で利用者同士が加害者・被害者になるような事故が起きた場合の賠償責任関係について整理しておきます。加害者が知的なハンディのない、正常な判断力を持っている人であれば、加害者本人が責任を負い加害者が被害者に賠償することになります(民法709条)。



しかし、加害者が認知症や知的障害などの責任無能力者である場合、本人は責任を負わず本人に代わり法定監督義務者が被害者に対する賠償責任を負うことになります(民法714条)。未成年者の場合は、通常は親権者が法定監督義務者として賠償義務を負いますが、精神に障害を持つ人などの場合は後見人や代理人の役割を行っている家族も法定監督義務者として賠償義務を負う可能性があります。すると、Nさんの場合、家族が賠償責任を負うことになりそうですが、“法定監督義務者に代わって監督をする者(代理監督義務者)も、同様の賠償責任を負う”という条文があり、デイサービスがこの代理監督義務者に該当します。つまり、デイサービスで認知症の利用者が他の利用者に危害を与えた場合、デイサービスも家族と同様に監督責任を問われ、賠償責任を負うケースもあるのです。

### ■なぜ家族はNさんの加害行為を認めようとししないのか？

高次脳機能障害の障害の現れ方は2種類に大別されます。一つは、自分の生活行為ができなくなる「生活機能障害」で、二つ目は、他者との対応が適切にできなくなる「社会的行動障害」です。生活機能障害は、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、失語症など多様ですが、外部からは比較的分かりやすい障害です。しかし、社会的行動障害は外部から分かりにくく、普通に会話ができるのに突然子供のようなイタズラをしたり、性的な嫌がらせをしたりします。社会的行動障害は、近親者に対しては現れにくいので、家族が理解することが難しいという問題もあります。

デイサービスでは、Nさんの高次脳機能障害による社会的行動障害について、もっと早期に状況を家族に伝え対策について話し合うべきでした。また、高次脳機能障害の利用者に対する援助体制が近年急速に自治体などで整備されており、相談窓口の設置やリハビリ病院の指定なども行われています。家族に対してこのような相談窓口を活用するよう助言することも必要です。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店